

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

重要事項説明書

令和 8 年 6 月 1 日

医療法人 心 愛

介護付有料老人ホームオーケストラ

特定施設 介護付有料老人ホーム重要事項説明書

令和8年6月1日

1. 施設の概要

施設 の 名 称	医療法人 心 愛 介護付有料老人ホーム オーケストラ
施設 の 所 在 地	北九州市小倉南区上貫3丁目3番24号
代 表	理事長 山崎 宏
指定事業所番号	4070504156
電 話 番 号	093-474-1183
ファックス番号	093-474-3883

2. 事業の目的及び運営方針

(目的)

医療法人心愛が開設する、介護付有料老人ホームオーケストラ(以下「事業所」という。)が行う、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営をはかるために人員及び管理運営に関する事項を定め特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画(以下「特定施設サービス計画」という。)に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した生活が営むことができるように支援することを目的とする。

(運営方針)

- 1、事業所の従業者は利用者の要介護状態などの軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症状など利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。
- 2、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3、事業所は利用者の個人情報についてその利用目的を示し、本人の同意を得て取り扱うものとし、個人情報の管理に務める。
- 4、事業を運営するに当たっては、県及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

3. 施設の職員体制

職 種	員 数	勤務体制	勤務時間等
管 理 者	1 名	常勤	B 勤務
看 護 職 員	3 名	常勤・非常勤	A.B.C勤務,夜勤①②
介 護 職 員	31 名	常勤・非常勤	A.B.C.D.E勤務,夜勤①②
計画作成担当者	1 名	常勤	B 勤務
機能訓練指導員	1 名	常勤	B 勤務
生 活 相 談 員	1 名	常勤	B 勤務
事 務 職 員	1 名	常勤・非常勤	B 勤務

*員数については、常勤換算数による数で、要介護者100名入居した場合を想定

※ 勤務時間

A 勤務	7 : 00	～	16 : 00	【介護職員】	*休憩時間 1時間
	8 : 00	～	17 : 00	【看護職員】	*休憩時間 1時間
B 勤務	9 : 00	～	18 : 00	【全 職 員】	*休憩時間 1時間
C 勤務	10 : 30	～	19 : 30	【介護職員】	*休憩時間 1時間
	10 : 00	～	19 : 00	【看護職員】	*休憩時間 1時間
D 勤務	8 : 00	～	17 : 00	【介護職員】	*休憩時間 1時間
E 勤務	10 : 00	～	19 : 00	【介護職員】	*休憩時間 1時間
夜勤①	16 : 30	～	9 : 30	【看護・介護職員】	*休憩時間 1時間
夜勤②	17 : 30	～	10 : 30	【看護・介護職員】	*休憩時間 1時間

4. 介護保険負担金

① 利用者負担金は、1ヶ月ごとにお支払いいただきます。

お支払いいただく、利用者負担金は概ね次の通りです。

(単位数:1日)

項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	183	313	542	609	679	744	813
個別機能訓練加算Ⅰ	12	12	12	12	12	12	12
夜間看護体制加算Ⅱ			9	9	9	9	9
サービス提供体制強化加算Ⅱ	18	18	18	18	18	18	18

(単位数:30日)

項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費	5,490	9,390	16,260	18,270	20,370	22,320	24,390
個別機能訓練加算Ⅰ	360	360	360	360	360	360	360
夜間看護体制加算Ⅱ			270	270	270	270	270
サービス提供体制強化加算Ⅱ	540	540	540	540	540	540	540
協力医療機関連携加算	100	100	100	100	100	100	100
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10	10	10	10	10	10	10
介護職員処遇改善加算Ⅱロ ※ 加算状況により単位数が異なります	995	1,591	2,684	2,991	3,312	3,611	3,928
合計単位数(30日の場合) ※加算状況により単位数が異なります	7,495	11,991	20,224	22,541	24,962	27,211	29,598

(単位)

<要件を満たした場合算定される加算(30日の場合)>

退院・退所時連携加算 ※入居から30日に限る			900	900	900	900	900
退居時情報提供加算 ※1回に限る	250	250	250	250	250	250	250

(単位)

利用者負担金(1ヶ月<30日>あたり) *介護サービス費は1単位10.14円で計算

項目	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
自己負担金額(1割)	7,600	12,159	20,507	22,856	25,311	27,592	30,012
自己負担金額(2割)	15,200	24,318	41,014	45,713	50,623	55,184	60,025
自己負担金額(3割)	22,800	36,476	61,522	68,569	75,934	82,776	90,037
家賃	43,000円(10室) 41,000円(76室) 36,000円(4室) 33,000円(10室) *軽減制度該当者は生活保護制度家賃相当分						
食費	56,400円(給食費:朝食390円、昼食690円、おやつ60円、夕食740円) *軽減制度該当者(1日朝食150円、昼食390円、おやつ40円、夕食420円)						
管理費	46,000円/月(共用施設の維持管理費・事務管理部門の人員費及び事務費) *軽減制度該当者 25,000円/月						
水光熱費	10,000円/月(個人部屋の水光熱費:月150kwを超える部分は実費) *軽減制度該当者 7,500円/月						

その他の費用

項 目	金 額	備 考
送迎費用	100円/km	協力病院:1kmごとに100円 (片道3km未満無料)
	120円/km	協力病院以外:1kmごとに120円 (腎臓クリニック透析送迎1回500円)
付き添い費用	1,000円/時間	協力病院:最初の1時間無料 以降30分ごとに500円
	1,000円/時間	協力病院以外:1時間1,000円 以降30分ごとに500円 ※救急搬送は除く
個別的役所の手続き代行	1,500円/時間	利用者の特別な希望により個別に行われる役所の手続きを代行して行った場合
買い物代行	実費	原則ネットスーパー以外の特別な買い物は、別途料金が発生
入浴介助	2,500円/回	週2回を超えて入浴を行った場合の介助
オムツ代	実 費	オムツ購入を施設に依頼された場合の費用
寝具リース代	72円/日	寝具1式のリース代
私物洗濯代	3,780円/月	業者による持ち帰り洗濯となります
理美容代	実 費	ホーム内で実施する場合
カラオケルーム使用料	300円/時間	利用申込者から料金をいただきます
洗濯機・乾燥機	実 費	コイン式の洗濯機・乾燥機使用
現状復旧費	実 費	建物、物品破損時、退去時の経年消耗以外の費用
その他の費用	実 費	介護保険の加算費用
	実 費	居室の水光熱は電気使用量が月150Kwを越えた場合、各居室電力計で算定した料金を徴収します
	実 費	その他、日常生活において、通常必要となる費用については甲乙協議の上決定する

- ② サービスが介護保険の適用を受ける場合は、介護負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた自己負担金額をお支払い頂きます。
- ③ 事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、翌月10日までに利用者に請求し、利用者は翌月27日までに次のいずれかの方法でお支払いいただきます。
- 金融機関口座よりの自動引き落とし
 - 施設事務所へ現金払い
 - 金融機関振込(手数料はご利用者負担となります)
- ④ 保険料の滞納などにより、上記「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦介護サービスの全額(10割)をお支払いいただき、後日保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

5.

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の介護内容は次の通りです。

- ①特定施設サービス計画の作成
- ②入浴・排泄・食事等介護
- ③その他日常生活上の支援・世話
- ④機能訓練
- ⑤健康管理
- ⑥相談及び援助
- ⑦利用者の家族及び地域との連携

6. 居室の変更

利用者の心身の状態により、居室の変更を行う場合があります。

その場合、予め承諾を得てからとなります。

7. 協力医療機関

医療機関名	所在地	電話番号
山崎リゾートクリニック	小倉北区熊谷2丁目1-4	093-571-0022
九州労災病院	小倉南区曾根北町1-1	093-471-1121
小倉記念病院	小倉北区浅野3-2-1	093-511-2000
健和会大手町病院	小倉北区大手町15-1	093-921-8881
小倉医療センター	小倉南区春ヶ丘10-1	093-592-5511
松原整形外科	小倉南区朽網東2-11-7	093-475-6333
あき歯科医院	小倉北区片野新町2-13-16-201	093-932-7788

8. 苦情申立先

当施設担当

- ①施設管理者 河野 謙治
 ご利用曜日 月曜～土曜日
 ご利用時間 午前9時00分～午後6時00分
 ご利用方法 電話・面接・ご意見箱設置(各階)
 電話番号 093-474-1183

法人事務局

- 本部 財満 聡司
 ご利用曜日 月曜～金曜日(祝祭日・年末年始・お盆期間を除く)
 ご利用時間 午前10時00分～午後4時00分
 ご利用方法 電話にて受付
 電話番号 093-571-0204

北九州市

* 対応時間 午前8:30～午後5:00(土日・祝日を除く)

- ・ 小倉北区役所高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当
093-582-3433 北九州市小倉北区大手町1番1号
- ・ 小倉南区役所高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当
093-951-4111(内472) 北九州市小倉南区若園5丁目1番2号
- ・ 門司区役所高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当
093-331-1881(内472) 北九州市門司区清滝1丁目1番1号
- ・ 戸畑区役所高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当
093-871-1501(内472) 北九州市戸畑区千防1丁目1番1号
- ・ 八幡東区役所高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当
093-671-0801(内472) 北九州市八幡東区中央1丁目1番1号
- ・ 八幡西区役所高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当
093-642-1441(内472) 北九州市八幡西区黒崎3丁目15番3号
- ・ 若松区役所高齢者・障害者相談コーナー介護保険担当
093-761-5321(内472) 北九州市若松区浜町1丁目1番1号

国保連

* 対応時間 午前8:30～午後5:00(土日・祝日を除く)

・ 福岡県国民健康保険団体連合会介護保険課 介護保険サービス苦情相談窓口
TEL 092-642-7859 FAX 092-642-7857
福岡市博多区吉塚本町13番47号

9. 緊急時の対応方法

入居中に容態の変化等があった場合は、職員が判断し治療が必要な時は協力病院を中心に医療機関、救急隊、ご家族等に連絡いたします。

10. 事故対応時の対応

利用者に事故が発生した場合、主治医又は協力医療機関に連絡を取り適切な処置をおこないます。

また、事故の内容についてはご家族・行政機関に報告いたします。

* 事故発生時の連絡先を予めご指定いただきます。

11. 非常災害対策

事業所は防火管理について、予め管理者を定め、非常災害に関する防災計画を策定します。

また、非常災害が発生した場合は職員は利用者の避難など適切な措置を行い、防火管理者は避難状況、消防機関などへの連絡状況を確認し、避難・消火などの指揮をとります。

防災設備 スプリンクラー設備・消火器等
防災訓練 年2回 実施
消防設備点検 年2回 実施

12. 損害賠償保険

事業所は、損害賠償保険に加入し、利用者に対する特定施設サービスの提供により賠償すべき、事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

13. 個人情報の取扱い

個人情報を使用する場合、個人情報保護法を遵守し、事業所個人情報保護規定に基づき使用に際しての方針や目的を明確にし、利用者や家族に同意を得て使用します。

14. ご利用に際して留意していただく事項

来訪・面会	・ご面会の時間は原則10:00～17:00とします。 止むを得ずこの時間以外に面会をご希望の方は予めご連絡下さい。 ・来訪者は来所・退去時に職員にお声掛けください。 ・発熱、下痢など体調の悪い来訪者は面会(入館)をお断りすることがあります。
外出・外泊	・外出、外泊時は必ず行き先と帰宅時間をお知らせ下さい。
健康管理等	・利用者は食品管理、清潔、整理整頓に務め、衛生面に留意すること。 ・医師、看護師などの注意はできるだけ守る様心掛けること。 ・利用者はできるだけ規則正しい生活(日課)を励行し、健康に留意する。
飲酒・煙草(火気使用)	・飲酒は職員の管理の元以外ではお断りします。 ・泥酔し、他利用者や職員等に迷惑を及ぼす行為はご遠慮頂きます。 ・タバコは決められた場所以外はお断りします。 ・火気使用は、決められた場所以外はお断りします。

居室明け渡し	<ul style="list-style-type: none"> ・本契約が終了する場合、入居者は既に実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び上記に基づく義務を履行した上で居室を明け渡して頂きます。 ・万一、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は上記の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明けた渡された日までの期間にかかる料金を当施設へ払っていただきます。
禁忌行為	<ul style="list-style-type: none"> ・宗教や真情の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の利益を侵すこと。 ・けんか、口論、などで他の利用者に迷惑をかけること。 ・共同生活の秩序もしくは風紀を乱し、安全衛生を害すること。 ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、または物品を持ち出すこと。
迷惑行為	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音や他の入居者の迷惑となる行為はご遠慮頂きます。 ・むやみに他の入居者の部屋には、立ち入らないでください。
所持品金銭管理	<ul style="list-style-type: none"> ・所持品は個人管理となります。貴重品の持ち込みはできるだけご遠慮下さい。 (責任は負えません) ・現金などは個人管理となりますが、個人管理ができない方は施設で管理します。また、①日常生活に必要な金銭②ご利用者が依頼した金銭に関しては別途ご利用明細を発行します。 ・高額な現金などは施設で預かれません。その場合、社会福祉協議会権利擁護センターなどをご利用いただけます。(利用料は個人負担)
動物飼育	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットの持ち込み、飼育は施設管理者の許可を得て下さい。
宗教政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内での他の入居者への宗教活動及び政治活動はお断りします。
施設間移動	<ul style="list-style-type: none"> ・今後病状などの変化や環境などの問題が発生した場合は法人内の施設間移動を行う事があります。

* 上記、留意事項については、再三のお願いをしても改善されない場合、退去頂く場合もあります。

15. その他

- (1) 職員に対する贈り物や飲食などのもてなしはお受けできません。
- (2) 事業所が交付する、契約書・重要事項説明書は大切に保管してください。
- (3) サービス提供記録や財務関係などの開示・閲覧につきましては、土日祝日を除く午前9:00～午後6:00までとさせていただきます。所定の申込み書でお申込み下さい。

契約の締結にあたり、上記のとおり説明しました。

令和 年 月 日

《事業者》

所在地 北九州市小倉北区熊谷二丁目1番4号

事業者名 医療法人 心愛

代表者名 山崎 宏

事業者番号 4070504156

説明者名 椋山 渉

上記内容の説明を受けました。

令和 年 月 日

《利用者》

住 所

氏 名 印

《利用者代理人》

住 所

氏 名 印
